

# 第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月31日（月）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 妙高市新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室

## 3. 出席委員

農業委員（14名）

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	4番	飯塚 淳一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

## 4. 欠席委員（3名）

3番 関原 正晴      5番 山下 利秋      10番 高橋 敏明

## 5. 提出議題

報告第36号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第37号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第38号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第46号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第48号	農用地利用集積計画について
議案第49号	農用地利用配分計画について
議案第50号	農地利用状況調査に基づく非農地判定について
議案第51号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

## 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫      係長 山口 修      主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

次 長

それでは皆さんお疲れ様です。

定刻より10分前ですけども、皆さんおそろいですので、今こういった状況でもありますので、早めにスタートして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日、東條事務局長におきましては別公務のため、欠席をさせていただいておりますのでよろしくお願ひします。

本日の出席委員を報告します。出席委員は14名です。

それでは、安原会長お願ひします。

会 長

ご苦勞様でございます。

新しい年を迎えて、最初の総会になります。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

毎日、コロナの話ばかりでございまして、新潟県内では昨日486人という中で、上越市は14人、妙高市は11人という報告がされました。それにしても最近、学校に通う子供たちが感染する率が高くなってきております。当市においても、今そのような状況になっており、保育園・学校関係が休園・休校ということになっております。1月第1週には、全国でも600人くらいの感染者しかおりましたが、今現在は、9万人といったところで、非常に感染率の高い状況になっております。

このおかげで、県の農業会議で、これから予定されている会議等についてはどのようにしたらいいか、検討されているところであります。皆様からお集まりいただいたのですが、許可案件については何とか消化していかなければいけないということで、短時間で、スムーズな運営を図りながら進めていきたいと思ひます。また、承認の可否につきましては、挙手にてお願ひし、感染防止に努めてまいりたいと思ひますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただき会議を進めさせていただきます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第11回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

6番の市川 政一委員、7番の清水 輝男委員、よろしくお願ひします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が6件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願ひします。

まず、報告事項ですが、

報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第37号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項3件の説明をお願ひします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

12月に届出がありました合意解約は、7件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ賃借、保全管理、所有権移転となっております。

なお、3番の所有権移転に関しましては、12月総会にて議決いただきました、利用権設定による所有権移転に関するものについてです。

次に、3ページ、報告第37号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

12月につきましては、農地の転用事実に関する照会（法務局）が7件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、住宅や資材置き場を整備しました

が、地目変更の手続きがなされていなかったものが3件。

その他の4件につきましては、許可の確認はとれませんが、長年にわたり、住宅や道路敷地として使用されており、今後も農地としての利用が見込まれないことから非農地と判断したものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、5ページ、報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

12月の届け出は、相続件数は9件、時効取得件数は5件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番については、申請地は、大字関山地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,966㎡であります。

位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。

申請農地は、令和3年までは、他者と利用権を設定して耕作されていましたが、今後、市外へ転出することとなった譲渡人が、将来的に耕作管理できないことから譲受人と来年度の耕作に向けて協議したところ、このたび話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字志地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計1,005㎡であります。

位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。

譲渡人は、市外在住で、これまで申請地を地域在住の親戚から保全管理をしてきていましたが、今後も耕作管理できないことから、耕作者を探していたところ、近隣在住の譲受人と協議したところ、利便性も良いことから、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていることから農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認が実施できなかったため、事務局の説明のみとします。

議 長 それでは、議案第46号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これより、議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第46号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページ及び位置図をご覧ください。  
今月の許可申請は2件です。

議案に入る前に、修正をお願いします。  
1番の所要面積について修正をお願いします。

1番についてです。

申請地は、大字大沢新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積235㎡です。

位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者の譲受人が、店舗の敷地を拡張して駐車場敷地として借地している土地について登記状況等を調査したところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、駐車場敷地に関し、申請人から始末書の提出がありました。

始末書

令和4年1月5日

昭和59年11月6日に申請地の隣接地に店舗を建設しました。

その後、駐車スペースが不足したため、申請地を賃借し店舗敷地を拡張しました。

この度、市役所で法令を調べたところ、農地であり、農地転用許可が必要であることが分かりました。

本来、許可後に転用すべきところ許可申請を怠っていたことを反省しています。  
大変申し訳ありませんでした。今後、法令を遵守いたします。

譲受人・譲渡人連名の始末書であります。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番についてです。

申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積487㎡です。

位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、同地区内での土地を求めていたものであり、申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、一般住宅1棟と庭・駐車場等の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認が実施できなかったため、議案第46号と同様に、事務局の説明のみとします。

議 長 それでは、議案第47号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第47号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第48号 農用地利用集積計画について、を上程します。  
48番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から47番までの47件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページ、議案第48号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定31件、再設定14件、所有権移転3件の合計48件です。

はじめに1番から47番について説明します。

1番から30番につきましては新規設定です。使用貸借または賃貸借となっております。

そのうちの16ページ15番から18ページ30番につきましては、農地中間管理事業を利用した貸し付けとなります。受け手につきましては、この後の農用地利用配分計画で説明させていただきます。

続きまして、19ページ31番から20ページ44番につきましては、再設定です。契約内容は、賃貸借となっておりますが、42番のみ使用貸借となります。再設定ですので、特に問題はないと思われます。

なお、12月の総会の際に賃貸人死亡ということで、取り下げが1件ありましたが、今月改めて提出がありました。

続きまして、21ページ45番から47番につきましては、所有権移転です。

市内の認定農業者への所有権移転となっております。

所有権移転する農地は、すべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。

最後になりますが、契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長           それでは、議案第48号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長           無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第48号 農用地利用集積計画についてのうち1番から47番を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第48号のうち、1番から47番については、市長に要請することに決定しました。

議 長           次に、議案第48号 農用地利用集積計画について、のうち48番を上程します。  
48番については、宮尾俊一委員に関する案件であります。  
宮尾委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

＜宮尾委員 退席＞

議 長           それでは、議案第48号 農用地利用集積計画についてのうち、48番について、事務局の説明をお願いします。

事務局           続きまして、48番について説明いたします。21ページをご覧ください。  
先ほどの説明と同様となりますが、新規設定です。契約内容は賃貸借となっております。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長           それでは、議案第48号のうち、48番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第48号 農用地利用集積計画についてのうち、48番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第48号のうち48番については市長に要請することに決定しました。  
それでは、宮尾委員の退席を解除します。

<宮尾委員 復席>

議 長 次に、議案第49号 農用地利用配分計画について、を上程します。  
5番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、  
最初に1番から4番までの4件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページ、議案第49号 農用地利用配分計画について、です。  
はじめに1番から4番について説明します。  
先ほど、議案第48号農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、  
新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。  
摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。  
期間・対価額等、当事者間での合意した内容となっております。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第49号のうち、1番から4番の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第49号 農用地利用配分計画についてのうち、1番から4番を採決し  
ます。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第49号のうち、1番から4番については市長に要請することに決定しま  
した。

議 長 続きまして、議案第49号 農用地利用配分計画についてのうち、5番を上程します。  
5番については、私に関する案件でございますので、農業委員会法第31条の「議事参  
与の制限」にかかるため、議長を交代し退席いたします。  
それでは、市川職務代理をお願いします。

<安原会長 退席>

職務代理 議長を交代させていただきます。  
それでは、議案第49号 農用地利用配分計画についてのうち、5番について事務局の  
説明をお願いします。

事務局 5番については、先ほどの説明の繰り返しとなりますが、議案第48号 農用地利用集積計画にて議決をいただきました集積計画のうち、新潟県農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。

摘要欄の番号が利用集積計画の番号と一致しています。  
期間・対価額等、当事者間での合意した内容となっております。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

職務代理 それでは、議案第49号のうち、5番について質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願ひします。

職務代理 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第49号 農用地利用配分計画についてのうち、5番を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手をお願ひします。

【「異議なし」の挙手あり】

職務代理 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第49号のうち、5番については市長に要請することに決定しました。  
それでは、安原会長の退席を解除します。

<安原会長 復席>

議 長 次に、議案第50号 農地利用状況調査に基づく非農地判定についてを上程します。  
事務局の説明をお願ひします。

事務局 議案第50号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、23ページ以降をご覧ください。

昨年7・8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の結果を受けて、今年度から確定調査に向けて農林課の農振担当と判定分析・情報共有した後、昨年11月に、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農林課農振担当者、農業委員会事務局職員で、確定調査をいたしました。

資料は飛んで、34ページをご覧ください。

確定調査を実施した農地は、554筆でしたが、その結果、非農地に該当する筆はそのうちの542筆となり、昨年12月にその該当地の所有者に確定調査結果を通知し、耕作再開等の意向を確認した結果、1筆の所有者から耕作再開の意思表示があったことから、最終的にその1筆を除いた土地について、本案で提案させていただいたものです。

本案で提案させていただいたものは、農地の現状が非農地と判定確認された、昨年11月に確認していただいた新井地区・鳥坂地区・新井南部地区・妙高地区についてまとめたものです。

それでは、32ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、541筆で、合計面積は、201,775.80㎡、約20haとなりました。市全体の農地面積：2,790haの約0.7%です。

来年度以降は、区域内の非農地判定を完了していない新井南部地区は、完了に向けて継続して調査を進めることとし、その他新井南部地区以外の一通り非農地判定の完了してい



る地域につきましては、農地利用状況調査・農地パトロールを通じて新たな遊休農地・耕作放棄地の発生防止に主眼をおいた取組みにシフトし、農地の耕作再開に向けたあっせん活動に力を注いでいきたいと考えていますので、今後とも、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、現地を確認した委員の説明をお願いします。

23ページの通し番号1番から25ページ下段の通し番号154番までは、1番の尾崎香委員、通し番号155番から27ページ下段の通し番号268番までは、担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。通し番号269番から28ページ下段の通し番号318番までは、11番の生井一広委員、通し番号319番から31ページ中段の通し番号475番までは、4番の飯塚淳一委員、通し番号476番から最終541番までは、担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。

それでは、順次お願いします。

1番

昨年11月19日、石山推進委員、農林課、市民税務課の職員、事務局の計6名で確定調査を行いました。

大字新井・大字小出雲を見て回りました。ほとんど山林原野化していました。

少子化・高齢化に伴い耕作者も高齢化で耕作できず、若者は外へ働きに出たり、県外へ転出したりと様々な理由で、長年耕作管理がされないまま、今の状態になってしまっていると思われます。

この先もこういった山間地の農地が耕作放棄され、増えてくるのかと思うと、せめて耕作出来ずとも草刈など保全管理に努めていただきたいと思いました。

11番

昨年11月に現地を確認しましたがけれども、尾崎委員が見たところと同じような感じで、どこも、原野だったり、木が生えていたり、そういうところが多かったです。

やはり山の方というか、効率の良くない農地というのは、みんな離れていくのだなという印象があります。

それを守るというか、守ると言った方が良いのであれば、やはり、世間というか思考の変換というのがないと中々難しいのかなと思います。

農業自体でお金を稼ぐという考えで、農地を守るというのはすごく難しいことだなと、山の方の農地を見て感じました。

4番

新井南部地区ということで、特に非農地化が進んでいる平丸地区を重点的に回りました。田んぼか山林かわからないようなところが約8割程度。つい最近まで耕作していて、まだ、田・畑等が、かろうじて確認できるところは約2割という状態です。

あと数年もすれば、おそらくそれも全部、耕地じゃなくて、山林化という形になると推定されます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第50号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について質疑を行います。皆様から質問・意見等がありましたらお願いします。

会長

非農地判定された農地についてですが、中山間地域直接支払制度等に該当する場所は入っていませんよね。

事務局

農林課と連携して、確認しております。

議 長 他、ございませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第50号 農地利用状況調査に基づく非農地判定についてを採決いたします。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第50号については、全ての筆を非農地として判定することに決定しました。

議 長 次に、議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 35ページをご覧ください。  
議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、です。  
12月総会「その他事項」にて説明させていただきましたが、本指針は「農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行う」とされていることからこの度見直しを行うものです。

見直しの内容につきましては、

1つ目は

・平成から令和への元号表記の変更です。

2つ目は

・数値の最新化です。指針では、3つの目標を設定していますが、それぞれの「当初・現状・目標」の基準日や数値などについて、実績値等に置き換えております。

3つ目は

・取り組みなどについての最新化です。

指針作成時の平成30年度から令和3年度までの間の新規事業や新たな取り組みなどについて追記しております。

先月の説明時には、3つの目標の1つである「新規参入の促進について」において、委員の皆さんから次のようなご意見をいただいたところです。

・水上地区で新規参入された上越市の法人代表の面積を加えた方が良いのではないかと  
・空き家に付随する農地の取得による新規参入を想定しているが、それだけでは増えていかないのではないかと

これらの意見に対して、

・水上地区で拡大している法人の代表については、平成30年の指針作成前の参入であり、平成30年以降の新規参入者を対象としていることから指針には反映していません。

・空き家に付随する農地に関する新規参入については、1件あたりの規模が小さいかもしれませんが、妙高市の農地を新たに守ってくれる新規参入であり、こういった人材を地道に増やしていくことも大事であると考えております。

以上のことから、事務局でも協議しましたが、先月の説明内容と変更はせずに今月の総会に上程させていただいております。

以上、説明させていただきましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長        それでは、議案第51号について質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長        無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手をお願いします。

【「異議なし」の挙手あり】

議 長        ご異議なしと認めます。  
よって、議案第51号については、原案のとおり変更することに決定しました。

議 長        議案については全て終わりましたので、第11回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年2月28日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印